

受付番号	平成28年 第 6 号
受付日	平成28年 3月24日
質問者	豊田 政典 議員

別記様式第2号（第12条関係）

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年 4月18日

担 当 部 局：健康福祉部、財政経営部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田政典議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

記

収納率の低さが大きな問題である「国民健康保険料のクレジット・カード決済」について、前向きな判断を求めたいと思います。四日市市の見解を、お答えください。

〔答弁〕

国民健康保険料のクレジット・カード決済につきまして、お答えいたします。

議員のご質問にありますように、国民健康保険料は市税と比較し収納率が低迷しており、そのため自主納付の推進および現年度収納率向上を目的に、平成21年度のコンビニ収納の開始や平成26年度の外部コールセンターの導入、口座振替勧奨の戸別訪問など、新たな方策に取り組んでまいりました。一方、自主納付が見込めない場合には、平成22年度から解決困難な事案を収納推進課に移管して早期解決を図るなど、収入未済の削減を推進してきたところです。

議員ご指摘の新たな収納方法としてのクレジット・カード決済ですが、メリットとして他の収納方法よりも利便性や安全性が高く、また市にとってはカード会社からの立替払いであるため、確実に収入になることなどをお答えいたしました。

その一方で、平成18年3月13日に総務省自治税務局企画課長から「クレジット・カードを利用した地方税等の納付に際しては、支払方法（翌月一括払など）に応じて期限の利益を受けることになること、クレジット・カード利用者に対してはその利用額に応じた「ポイントサービス」等の利益還元が行われることが多いことなど、他の収納手段とは異なる利益が納税者に発生する。これらを踏まえ、必要となる手数料については、仮に、地方団体が負担するとし

ても、他の収納手段における手数料との均衡を保つことが必要であり、それを超える部分は当該選択を行った納税者本人が負担すべき性格のものであると考えられる。このため、利用額に応じた定率方式による手数料については、クレジットカードを利用しない他の納税者との公平性の観点から、1件当たりの地方団体の負担に係る上限額を定めるなどの措置を講ずることが適当であると考えられる。」との通知があるように公平性の問題や、特に取扱手数料については、既存の収納方法である口座振替が約11円、コンビニ収納が約60円であるのに対し、クレジットカード決済の場合は利用金額の通常1%程度と高額であること、また口座振替、コンビニ収納からの移行に伴う更なる手数料経費の負担増も見込まれるなど、市と利用者の手数料の負担割合について、利用件数や市の費用負担にも大きく影響することから、費用対効果の面でも課題が存在し、慎重に検討する必要があることをお答えしております。

利用状況について申しますと、県下では、いなべ市が市レベルで初めて平成22年度に国民健康保険料に導入しておりますが、その利用実績は、平成26年度で50,189件の保険料収納のうち利用は63件であり、全体の0.1%となっております。また、クレジットカード決済導入済の先進市についての調査や視察においても、いずれの自治体も利用割合が加入世帯全体の1%に満たず、利用が伸び悩んでいることが表れております。

これは、国民健康保険では加入者の約55%が60歳以上の高齢者であるため、インターネットを通じた利用手続が煩雑であることや、手数料の面では、利用額に応じて納付者側に負担が生じることが大きな要因ではないかと考えております。

また、国民健康保険料のクレジットカード決済に関して導入状況を調査したところ、東海3県の中核市レベルではほとんど導入に至っていない状況でした。その理由について、本市と同様の課題を抱えており、さらに整理・検討を進めていくとの状況でありました。

国民健康保険料の納付については、市税と同様に、市民全体への給付のために法令によって定められた金額を納付するものであり、病院診療費や水道料金などの公共料金とは債権の性格が異なることや、ポイント付与の公平性を含めた手数料の設定方法や費用対効果などの課題も踏まえることが必要であるため、導入にあたっては、現時点においては整理すべき課題が多いと認識しており、市税と同様、慎重に検討していくべきと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。